

釜石地方振興局長告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年5月15日

釜石地方振興局長 海野 伸

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100093	釜石市社協指定訪問介護事業所	釜石市天神町4番9号	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成19年4月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100093	釜石市社協指定訪問介護事業所	釜石市天神町4番9号	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成19年4月1日